

産業廃棄物等に関する意識調査票

(秘)

佐賀県

調査票番号		事業所名	
-------	--	------	--

※ご記入後は、本調査票も産業廃棄物実態調査票と併せてご返送ください。

問1. 廃棄物の発生抑制、循環資源の循環的利用について

(1) 貴事業所では、現在、産業廃棄物の発生抑制、循環資源の循環的利用（再使用：リユース、再生利用：リサイクル、熱回収：サーマルリサイクル）に取り組んでいますか。該当する番号に1つ○をつけてください。

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| 1. 自社で取り組んでいる | → (2) (3) (4) へ |
| 2. 他社（リサイクル業者等）に委託している | → (2) (3) (4) へ |
| 3. 自社、他社両方で取り組んでいる | → (2) (3) (4) へ |
| 4. 今後取り組む予定（現在は取り組んでいない） | → (2) (3) (4) へ |
| 5. 取り組んでいない（今後も取り組む予定はない） | → (5) へ |

(2) 上記(1)で「1」から「4」のいずれかに○をつけた方にお聞きします。それはどのような取組ですか。該当する番号に○をつけてください。（複数回答可）

- | | |
|---------------------------------|---|
| 1. 製造工程の変更や原材料等の見直しによる排出抑制 | |
| 2. 現場での廃棄物発生の少ない設計・工法の採用 | |
| 3. 包装材・梱包材の使用量の削減・廃止 | |
| 4. リユース、リサイクルを考慮した廃棄物等の分別 | |
| 5. 長寿命化を考慮した製品等の設計・製造 | |
| 6. リサイクルのしやすさを考慮した製品等の設計・製造 | |
| 7. 自社製品の原料・副原料としてリユース | |
| 8. 他社製品の原料・副原料としてリサイクル | |
| 9. 自社の燃料として、発電を伴う熱回収（バイオマス発電等） | |
| 10. 自社の燃料として、発電を伴わない熱回収（具体的に） |) |
| 11. 他社の燃料として、発電を伴う熱回収（バイオマス発電等） | |
| 12. 他社の燃料として、発電を伴わない熱回収（具体的に） |) |
| 13. その他（具体的に） |) |

(3) 上記(1)で「1」から「4」のいずれかに○をつけた方にお聞きします。産業廃棄物の発生抑制について、それは主にどんな種類ですか。該当する番号に○をつけてください。（3つまで複数回答可）

- | | | | | |
|-------------|------------|----------------------|----------|------------|
| 1. 燃え殻 | 2. 汚泥 | 3. 廃油 | 4. 廃酸 | 5. 廃アルカリ |
| 6. 廃プラスチック類 | 7. 紙くず | 8. 木くず | 9. 繊維くず | 10. 動植物性残さ |
| 11. ゴムくず | 12. 金属くず | 13. ガラス・コンクリート・陶磁器くず | | |
| 14. 鉱さい | 15. がれき類 | 16. 動物系固形不要物 | 17. ばいじん | |
| 18. 混合物・複合物 | 19. 感染性廃棄物 | 20. その他（具体的に：） | |) |

(4) 上記(1)で「1」から「4」のいずれかに○をつけた方にお聞きします。循環資源の循環的利用（再使用：リユース、再生利用：リサイクル、熱回収：サーマルリサイクル）に関して、それは主にどんな種類ですか。該当する番号に○をつけてください。(3つまで複数回答可)

- | | | | | |
|-------------|------------|----------------------|----------|------------|
| 1. 燃え殻 | 2. 汚泥 | 3. 廃油 | 4. 廃酸 | 5. 廃アルカリ |
| 6. 廃プラスチック類 | 7. 紙くず | 8. 木くず | 9. 繊維くず | 10. 動植物性残さ |
| 11. ゴムくず | 12. 金属くず | 13. ガラス・コンクリート・陶磁器くず | | |
| 14. 鉱さい | 15. がれき類 | 16. 動物系固形不要物 | 17. ばいじん | |
| 18. 混合物・複合物 | 19. 感染性廃棄物 | 20. その他（具体的に：） | | |

回答後は→問2へ

(5) 上記(1)で「5」と回答された方にお聞きします。それはどのような理由ですか。該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

- | |
|--------------------------------------|
| 1. 排出抑制は可能だが、製造工程等の改善に資金がかかる |
| 2. 循環的利用は可能だが、製造工程等の改善に資金がかかる |
| 3. 発生量が少ないため、リサイクル業者が引き取らない |
| 4. 分別が困難で、処分（焼却、埋立）するしかない |
| 5. 有害物質を含有しているため、リサイクルが困難である |
| 6. 処分コストに比べ、リサイクルコストが高い |
| 7. リサイクル等は可能だが、現場の制約（場所、時間等）から困難 |
| 8. リサイクル等は可能だが、リサイクル業者がいない（引き取り手がない） |
| 9. 循環的利用に関する情報（リサイクルルート、技術開発等）がない |
| 10. 循環的利用に取り組む人材（余裕）がない |
| 11. その他（具体的に：） |

回答後は→問2へ

問2. 産業廃棄物の適正処理について

(1) 産業廃棄物の適正処理を推進するうえで、排出事業者の責任は特に重要です。貴事業所では、産業廃棄物管理票（マニフェスト）のチェック、委託状況の確認など、産業廃棄物の管理を行う部署（または担当）を設置していますか。該当する番号に1つ○をつけてください。

- | |
|-------------------------------------|
| 1. 部署（または担当）を置いている |
| 2. 現在、部署（または担当）を置いていないが、置くことを検討中である |
| 3. 部署（または担当）を置いておらず、今後も置く予定はない |

(2) 貴事業所では、産業廃棄物の中間処理、最終処分（再生利用を含む）を業者に委託する場合、どのような基準で業者を選定していますか。該当する番号に○を付けてください（2つまで複数回答可）。

- 1. 距離的に最も近い業者
- 2. 処理料金が安価な業者
- 3. 優良産廃処理業者認定制度の認定を受けた処理業者
- 4. 電子マニフェストを導入している業者
- 5. 最終処分（再生含む）までの処理ルートが明確・透明性の高い業者
- 6. 公共が関与する処理・処分施設
- 7. 多少料金は高くても確実にリサイクルできる業者
- 8. その他（具体的に）

(3) 貴事業所では、県外業者に処理を委託していますか。該当する番号に1つ○を付けてください。また、委託している場合は、その理由について該当する番号に○を付けてください（複数回答可）。

- 1. 委託している
- 2. 委託していない

「委託している」場合、以下の該当する番号に○を付けてください（複数回答可）。

- ① 料金が安い
- ② 運搬距離が短い
- ③ 利用しやすい（搬入受付時間・曜日等）
- ④ 安全性が高い
- ⑤ 信頼性が高い
- ⑥ その他（具体的に）

(4) 貴事業所では、産業廃棄物の中間処理、最終処分（再生を含む）を委託した業者の処理施設・処理能力等に関して、現地に直接出向くなどして確認していますか。該当する番号に1つ○を付けてください。

- 1. 契約時及び定期的に確認するようにしている
- 2. 処理業者を変更する際に確認している
- 3. 写真、画像など別の手段で確認している
- 4. 優良産廃処理業者認定制度により確認している
- 5. 確認したことはない
- 6. その他（具体的に）

(5) 貴事業所では、電子マニフェストを導入していますか。

- 1. すでに導入している
- 2. 導入を検討している
- 3. 導入する予定はない

(6) 電子マニフェストの導入について、2.と回答された方に質問です。どのような制度があれば積極的に電子マニフェストを導入できると思いますか（自由記述）。

（例）操作方法説明会の開催、導入費用の助成

(7) 電子マニフェストの導入について、3.と回答された方に質問です。排出事業者、収集運搬業者、最終処分業者の三者が加入しないと機能しないという理由以外に何か理由がありますか（自由記述）。

（例）システム導入のための費用がかかる

問3. 廃棄物情報の提供について

排出事業者は、委託する産業廃棄物の適正な処理のために、性状や取り扱う際の注意事項等の必要な情報を処理業者に提供しなければならないことが、廃棄物処理法（規則第8条の4の2第6号）で定められています。貴事業所では、どのような手段で情報提供していますか。該当する番号に○をつけてください。

1. 委託契約書の中で具体的に盛り込んでいる
2. 環境省の廃棄物データシート（WDS）※を使用している
3. 自社の廃棄物データシートを使用している
4. その他（具体的に）

※環境省「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(<https://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/>)

問4. 産業廃棄物税の使途についての意見

産業廃棄物税は、循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用やその他適正な処理の推進を図るための各種環境施策に活用しています。（例：不法投棄や不適正処理に対する監視・指導体制の強化、産業廃棄物の排出抑制・減量化のための施設整備への支援など）。

今後、産業廃棄物税の使途として、どのような施策を充実すべきと考えですか。該当する番号に○をつけてください（3つまで複数回答可）。

1. 不法投棄等の防止対策や監視・指導体制を強化すべき
2. 産業廃棄物の排出抑制・リサイクル等の促進を強化すべき
3. 産業廃棄物処理施設整備への支援を強化すべき
4. 処理業の優良化の促進を強化すべき
5. リサイクル産業育成のための施設整備の支援を強化すべき
6. 電子マニフェストの導入等に対する支援を強化すべき
7. その他（具体的に）

問5. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について

(1) 国では令和元年に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和4年からは「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、廃プラスチックの排出抑制と再資源化の取組みの促進が図られています。

貴事業所における廃プラスチックの排出抑制と再資源化の取組みについて、該当する番号に1つ○をつけてください。

※プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、事業者は、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等を適正に処理する責任を有していますが、加えて、一層のプラスチックの資源循環の促進のため、積極的なプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等が求められています。

- 1. 既に廃プラスチックの削減・再資源化が進んでおり、さらに取組みを促進する必要はない
- 2. 廃プラスチックの削減・再資源化に取り組んでおり、今後もさらなる促進が必要
- 3. 廃プラスチックの削減・再資源化はあまり進んでいないが、今後取り組む予定
- 4. 廃プラスチックの削減・再資源化はあまり進んでおらず、今後も取り組む予定はない
- 5. 廃プラスチックの排出がない

(2) 貴事業所では、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第39条に基づく「自主回収・再資源化事業計画」の認定申請についてどのようにお考えですか。該当する番号に1つ○をつけてください。

※「自主回収・再資源化事業計画」とは、事業者が自ら提供するプラスチック製品（販売やサービスの提供に伴うものを含む）が使用済みとなった後、それを回収・運搬し、再資源化（リサイクル）する取り組みを計画的に実施するものです。

- 1. 認定申請を検討している
- 2. 認定申請の意向はあるが、具体的な検討はしていない
- 3. 認定申請の予定はないが、内容には関心がある
- 4. 認定申請の予定はなく、内容への関心も薄い
- 5. その他（具体的に)

(3) 貴事業所では、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第33条に基づく「再商品化計画」において、市町村が分別収集したプラスチック容器包装廃棄物の再資源化に協力する意向はありますか。該当する番号に1つ○をつけてください。

※「再商品化計画」とは、市町村が分別収集したプラスチック容器包装廃棄物を効率的かつ適切に再資源化するための計画です。市町村がこの計画を実施する際には、廃棄物の収集、運搬、処理、再資源化を担う事業者の協力が重要です。貴事業所の役割として、これらの工程の一部に協力する可能性についてご意見をお聞かせください。

- 1. 積極的に協力したい
- 2. 一部のプロセス（収集、運搬、処理など）に協力する意向がある
- 3. 現状の協力体制を維持したい
- 4. 協力の予定はない
- 5. その他（具体的に)

問6. 廃棄物処理に係るデジタル化について

昨今の人材不足解消や、サーキュラー・エコノミーへの転換のため、廃棄物処理等のシステム強化や効率化に向け、事業者のデジタル・トランスフォーメーション化が進んでいます。貴事業所で既に導入しているIT技術と今後新たに導入したいと考えているIT技術について、該当する番号それぞれに○をつけてください。(複数回答可)

IT技術	既に導入	今後導入したい
電子マニフェスト	1	1
処理業者との電子契約	2	2
AIによる分別・選別	3	3
廃棄物データシート(WDS)の活用	4	4
トレーサビリティの導入	5	5
その他(具体的に:)	6	6

問7. 優良産廃処理業者認定制度について

(1) 優良産廃処理業者認定制度についてご存知ですか。該当する番号に1つ○をつけてください。

※優良産廃処理業者認定制度とは、通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産廃処理業者を、県や政令市が審査して認定する制度です。認定を受けるためには、事業の透明性や財務体質の健全性等の基準に適合することが必要です。

- 1. 知っている → (2) ヘ
- 2. 知らない

(2) 上記(1)で、「1. 知っている」に○をつけた方にお聞きします。貴事業所が産業廃棄物を処理業者に委託する際、優良産廃処理業者認定を受けている事業者を意識しますか。該当する番号に1つ○をつけてください。

- 1. 優良認定業者にしか委託していない
- 2. 優先的に優良認定業者へ委託している
- 3. 特に意識はしていない

問8. 最終処分場について

(1) 貴事業所が産業廃棄物を最終処分する際、最終処分場について困っていることはありますか。該当する番号に1つ○をつけてください。

- 1. 困っている → (2) ヘ
- 2. 困っていない

(2) 上記(1)で、「1. 困っている」に○をつけた方にお聞きします。実際に困っている理由に該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

- 1. 処分費用が高額
- 2. 処分場が遠い
- 3. 受け入れ基準が厳しい
- 4. その他(具体的に:)

問9. 県の廃棄物関連施策についての意見

県では、廃棄物処理計画に掲げる目標達成のため、様々な施策に取り組んでいます。今後県はどのような施策に力を入れるべきだと思いますか。該当する番号に○をつけてください（3つまで複数回答可）。

1. 民間による適正な処理体制の整備促進
2. 木質バイオマス、廃棄物発電等による熱・エネルギー回収事業の推進
3. 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に係る連携・協力体制の確保
4. 2R（リデュース・リユース）の取組の推進
5. 適正な処理料金のもと、市町村による受け入れの促進
6. 地域産業の特性を活かしたリサイクル関連事業の推進
7. 廃棄物処理法などの法令に関する研修・情報提供等の充実
8. 廃棄物処理施設の処理・リサイクル状況に関する、情報公開の促進
9. 不法投棄等に対する迅速な対応と厳しい取締り
10. 優良な廃棄物処理業者の支援と育成
11. リサイクル技術開発・施設整備への補助・融資制度の拡充
12. その他（具体的に）

以下の設問は、食品廃棄物を排出する事業者のみお聞きします。それ以外の方は問11へ

問10. 食品廃棄物に対する取組について

食品ロスの削減及び食品廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進に向け、貴事業所ではどのような取組みをしていますか。該当する番号に○をつけてください。（複数回答可）

- ※ 食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。主に食べ残しや過剰除去、賞味期限切れによる直接廃棄、規格外品等を指します。
- ※ 食品廃棄物とは、食品ロスに加え、魚や肉の骨など廃棄される不可食部を含みます。

1. 商習慣見直し（賞味期限の延長・年月表示化、納品期限の見直し）
2. 余剰食品のフードバンク・子ども食堂などへの寄付
3. 需要に見合った製造・販売の推進
4. 消費者への啓発（てまえどりの促進など）
5. 小容量販売・量り売り・バラ売り
6. 調理ロス削減
7. 食べきり・持ち帰りの促進（提供量の調整・持ち帰り容器の準備）
8. 食品廃棄物の減量化・資源化
※ 減量化・資源化の方法についても○をお願いします
(1. 飼料化・2. 肥料化・3. 生ごみ処理機・4. エネルギー利用)
9. その他（具体的に）
10. 特に行っていない

以下の設問は、太陽光パネルを設置している事業者のみお聞きします。それ以外の方は問12へ

問11. 太陽光パネルの処理について

2012年以降のFIT制度導入後多くの太陽光パネルが設置されてきましたが、昨今はその太陽光パネルの廃棄量が増加してきていると言われ、今後も増加する見込みとなっています。貴事業所では、太陽光パネルの処理について、現状困っていることはありますか。該当する番号に1つ○をつけてください。

- 1. リサイクル先が分からない
- 2. リサイクル費用が高額
- 3. その他（具体的に）
- 4. 課題はない

以下の設問は、廃棄物処理業者にお聞きします。それ以外の方のアンケートは終了です。

問12. 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（高度化処理法）について

(1) 国では令和6年に「高度化処理法」が公布され、廃棄物処理事業における高度化と適正化が推進されています。この法律では、優れた設備や技術、体制を持つ事業者の認定制度が設けられています。

貴事業所では、この認定事業にどのように取り組む意向がありますか。該当する番号に1つ○をつけてください。

※高度化処理法とは、廃棄物処理の質を高めるため、設備や技術、体制が優れた事業者を認定する制度を設けた法律です。

- 1. 非常に関心がある
- 2. ある程度関心がある
- 3. あまり関心がない
- 4. 全く関心がない
- 5. 内容をよく知らない

(2) 「高度化処理法」に基づく認定事業への応募について、貴事業所の意向をお聞かせください。該当する番号に1つ○をつけてください。

- 1. 応募を検討している
- 2. 応募の意向はあるが、具体的な検討はしていない
- 3. 応募の予定はないが、制度については関心がある
- 4. 応募の予定はなく、制度への関心も薄い
- 5. その他（具体的に）

(3) 「高度化処理法」の施行に伴い、貴事業所にどのような影響があるとお考えですか。該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

- 1. コスト負担が増える懸念がある
- 2. 認定事業の要件が厳しく、中小企業が参加しづらい
- 3. 競争環境が変化する可能性がある
- 4. 特に影響はない
- 5. その他（具体的に）

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。